

平成18年第3回邑楽町議会定例会議事日程第3号

平成18年9月19日(火曜日) 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 認定第1号 平成17年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第2号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第3号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第4号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第5号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第6号 平成17年度邑楽町水道事業会計決算認定について

出席議員（20名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
18番	松原市祐	議員	19番	新島正	議員
20番	石井悦雄	議員	21番	大野栄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久保田文芳	町長
石井征彦	収入役
川田定昭	教育長
小林徳義	総務課長
立沢茂	企画課長
神谷長平	庁舎建設室長
小島哲幸	税務課長
宮沢孝男	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長
並木邦夫	生活環境課長
増尾隆男	保険年金課長
横山正行	土木課長
中村紀雄	都市計画課長
岡村静代	住民課長
諸井政行	福祉課長
金子重雄	会計課長
石井貞男	水道課長
遠藤幸夫	学校教育課長

堀	井	隆	生涯学習課長
大	塚	久夫	監査委員

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂雄	事務局長
飯	塚	勝一	書記

開議の宣告

○中川健治議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

〔午前10時01分 開議〕

日程第1 認定第1号 平成17年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

○中川健治議長 日程第1、認定第1号 平成17年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について議題とします。

これより逐条質疑に入ります。

まず、一般会計の歳入全款について質疑を行います。

決算書では59ページまでです。

質疑ありませんか。

大野議員。

○21番 大野 栄議員 53ページ、雑入の件でお尋ねします。真ん中あたりに、あいあいセンターの電気料36万円とありますけれども、事業の実績報告がされていないので、歳入の中でちょっとお尋ねしますが、このあいあいセンターの建設の当初の趣旨、目的はどのようなものだったのかお尋ねします。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

平成6年、7年につくりまして、8年にオープンをいたしました。事業の目的ということでありましたが、まず、事業種目が農畜産物加工調整施設整備事業という、そういう中で行われました。地域の立地条件を活用した農業生産体制の確立を図るため、みそ、そば等の製造販売、野菜等を直売し、農畜産物の付加価値の向上、転作作物の定着、地域の就業の改善等を通じて、付加価値の高い製品の製造販売を行い、農家の経営安定と所得向上を図るということでありまして、地産地消やあるいは新商品の開発、そして農業振興のねらいというふうなことだというふうに認識しております。

以上でございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 あいあいセンターも非常に消費者から喜ばれまして、土日の開館ということで楽しみに待っている住民も多いと思います。そういう中で10年たった今日、見てみますと、今課長が答弁したように農畜産物の販売、また加工が目的達成の趣旨に一定の成果を多大に上げてきているというふうに思います。今、土日の販売ですけれども、これからあそこに庁舎ができることによって、土日だけではなく平日も含めて開館していかなくてはならないと。そして、10年たった今

日、見てみますと、私は一般質問の中で障害者の自立支援法が施行されて、かなり厳しくなっている。その障害の認定を受けている人だけではなくて、内こもり、ニートの数も物すごくいます。私の家の近くでも数え切れないほどいるようです。やはり就職口がなかなかないというのが内こもりの第1の条件だと考えます。そういった中でその子供たちが、内こもりの方たちが30代前後が多いのですけれども、10年たつと、もう40代になる。ぐずぐずしているともう50代になってしまう。そういう人たちをどう救済して自立させていくかという、町の福祉施策につながると思います。

ですから、私は今課長の言った目的が達成されたと、10年たって。それで、あぐりだとか農畜産物の販売所なんかもその後に完成してきていると。そういう元気のある方たちはそちらの方で大いに農畜産物の販売促進を農協とともにやっていただきながら、その場所についてはこれから社会福祉協議会に委託してありますような福祉販売、福祉作業所、あるいは福祉事業の販売、就職口がないような内こもりの人たちを中心に、今福祉作業所には約1,200万円の町の一般財源の補助を出して、指導員を置いて指導していますけれども、そういう形であその場所を検討する必要があるのではないかなと。私はそういった点では働く場所がない内こもり、障害を持った人たちのそういう場所に譲りを受けて、元気のいい方たちはあぐりだとか産直のあれがその後できましたので、そちらの方で頑張ってくださいという方針も、町でやらなければ、そういう福祉を支えていかなければ、どこの企業も雇ってくれないし、自立はできません。そういった中で年々就職の壁の多いところで内こもりの人がどんどんふえている現実です。親が亡くなった後に、それ、仕事をして自立しなさいといってもできません。今のうちからそういうのをやはり自立させるような施策を町として考えて、弱い層、お年寄り、子供、また障害、内こもりの方たちに温かい手を差し伸べることが、町が元気になる活性の源だと私は信じていますので、そういった点では10年たった今日、あいあいセンターの運営の見直し、そしてどういう有効活用も含めて、ぜひ検討していただきたいと提言したいのですが、これは町長の考えをお尋ねします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

福祉作業所等についても、そういった障害者の人に使っていただいているわけですが、実際にそこから旅立って新しい職場に就職できたというような実績も出てきております。また、先日も福祉パレード等でいろいろなお話も聞いたわけでありますが、町としても障害者の人たちが安心して暮らせるような地域づくりをしていきたいと思いますということで、お約束もしたわけでありますが、引きこもり、内こもりと言うのですか、の人たちのことや障害者の人たちのことも、これからも考えていきたいと思っております。また、この農畜産物の処理加工施設につきましても、そういったことができるのか、また今利用している人たちとのお互いにそういったものを取り入れた中での利用ができるのか、今後検討していきたいと思っております。自立支援法等制定された中で、確かに障害者の皆さんが本来であれば、一元化したサービス、安定したサービスが受けられ、安心して生活ができる

のが基本であろうと思いますが、実情は違いまして、実際には負担がふえてきて苦しんでいるというような声は聞いておりますので、町としてもできる限りの支援を今後検討していきたいと思っております。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

小島議員。

○7番 小島幸典議員 10ページの歳出の公債費について質疑します。

先般邑楽町の住民から私のところへ、町の財政について問い合わせがありました。平成16年の6月に新聞折り込みによりチラシが配布され、その内容は、町の財政についての説明でありました。町の財政は一、二年でなくなり、ローンの返済金は逆に年々ふえ続け、このままでは3年後は借金地獄に陥り、5年ないし7年で財政が破綻するという記事でありました。この3年後の財政予測は、平成16年度の実際予算、3年前の予算を参考に算出したもので、借金地獄は事実に基づいて予測したものであると説明されていたそうです。現状はどうなっているのかということでありました。そこで、自治体の財政健全度を示す実質公債費比率についてお尋ねします。

先月30日、A新聞群馬版の記事によると、県が8月29日、県内39市町村の平成18年度の実質公債費比率の算定結果を発表されました。この実質公債費比率は自治体の収入に対する借金の割合を示す新しい指標で、従来の指標である起債制限比率と違い、一般会計に募る借金の割合だけでなく、一般会計から公営企業や一部事務組合への繰出金なども反映させ、従来より隠れ借金も浮き彫りになるものであると説明されました。この公債費比率が25%以上の市町村は起債制限対象となり、18%以上は引き続き県の許可が必要になり、今回の速報値によると、7市町村が該当しているということです。そこで、前段で申し上げました本町のローン返済は大丈夫ですかと心配されている町民に対する説明も含め、実質公債費比率の現状についてお知らせ願います。町長にひとつその辺の説明をよろしく願います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 公債費比率についてのご質問でありますけれども、できるだけ町としては公債費、起債ですか、余り借金を起こさないようにということで今努力しているわけでありまして、庁舎建設等についても借り入れを起こさずに基金の範囲でやっていくというような努力もさせていただいているわけでありまして。また、いろいろな補助金等がなくなってくるという中で、駆け込み等ではありますけれども、児童館や、南児童館、北児童館等々、また保育園等もいろいろと補助金が使え期間内にいろいろとやらさせていただいたわけでありまして。今後もできるだけ起債は起こさないような努力はしていきたいと思いますが、必要なものについてはこれからもできる限り抑えた範囲で、起債は起こしていかなければならないと思っておるわけでありまして、17年度の決算の中身については、公債費比率については7.8%ということでありまして、3年間の平均をとりますと、大体8.8%というような報道等されているわけでありまして、町としては他町村に比べてできるだけ

公債費比率については抑え、そして行政運営に当たらせていただいているということでもあります。国からの交付税等が削減される中で、さらにそういった努力はしていく必要があるだろうと。しかしながら、町が破綻するというような状況にはならないように、今皆さんの協力をいただきながらやっておりますので、またそうなるようでは困りますので、そうならないように努力しているわけでありまして、また、ならないと考えております。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 今、町長に明快な答弁をいただきましたので、町民も、私も納得したわけですが、現在8.8%ということなのですから、ぜひ18%を超えないように努力してもらって、それで、とにかくこういう町民が不安を抱えているということは、この報道のチラシというのは邑楽町に約8,800部くらい出たと思うのです、新聞チラシですから。だから、そういうことを踏まえて町民に精神的な安定を与えるということも町政の役目でありまして、そういう一つの数字をはっきり町長の方から聞きましたので、多少なりとこれからまた税を納めようという気持ちになってくると思うので、これからもよろしくお金の、何回でも言いますけれども、節約をして、町民のために頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出の第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費について質疑を行います。

決算書では60ページから145ページまでとなっております。

質疑ありませんか。

松島議員。

○2番 松島茂喜議員 行政実績報告書ですと、15ページになろうかと思えます。一番下の部分ですが、情報政策ということでホームページのリニューアル等4項目にわたって新しくされたということで報告がございますけれども、その中の「おうらお知らせメール」の部分についてなのですが、これは恐らく始めて1年近く経過しているかと思うのですけれども、現在までの登録者数、もし現在までわからなければ、その年度末まで結構ですけれども、登録者数がどれくらいの数になっているか、まずお伺いをいたします。

○中川健治議長 立沢企画課長。

○立沢 茂企画課長 お答えいたします。

お知らせメールの件ですけれども、携帯電話での情報提供ということで、平成17年12月16日開始

いたしました。町内のイベント及び近隣市町のイベントなどを情報提供しているものでございます。現在の加入者数ですが、62名というふうになっております。

以上でございます。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 62名ということですが、非常にこれは寂しい数字になっているのかなと。役場職員だけでも200名を超えているわけですね。そのまだ3分の1にも満たない登録者数だということ。確かに私も登録をさせていただいております。課長、今説明をされたようにイベント情報を中心にその情報が月に2回ほど送られてきているという状況になっております。しかしながら、この数は恐らく伸び悩んでいるのではないかなと思うのですけれども、やはり登録者数をもう少し増加させていくといったような方策があるかどうか、その点についてどういった考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○中川健治議長 立沢企画課長。

○立沢 茂企画課長 このお知らせメールの件につきましては、「広報おうら」という中でPRをさせていただきました。また、ホームページ上でもPRをしています。なお、ホームページ上からでも申請、申し込みができるというような利便性をとっているわけですが、なかなか申し込み者がふえていないというのが実情でございます。今後どのようなPRが必要か、あるいはそういったことを今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 ホームページの方にもこのお知らせメールの登録者を募っているということで、掲載をされているというお話がございました。ここまだ最近ですけれども、不審者情報ということでホームページの方に掲載がこの間初めてされました。2回ほどたしかされておったと思います。邑楽中学校の付近の女子中学生が不審な方に声をかけられたというようなそういった情報がホームページの方に載っておりました。ホームページだけではなくて、この携帯電話のお知らせメールを使った中で、そういった情報の提供というのもこれは一つ考えられるのではないかなというふうに思います。近隣ですと、太田市なんかはやはりこの防犯対策として、そういった不審者情報を的確に情報提供していくというような方策も、既に2年も3年も前にされているようでありますし、また有事、何かここは災害の少ない地域ですけれども、災害が起きたときにその避難場所の誘導だとか、その状況等を瞬時に知らせる手段として携帯電話を活用していくといったことも考えられるようでございます。町民の皆さんにとっては非常にそういった予想し得ない、想定外と申しますが、そういう事態が起きた場合について、やはり行政の情報というのはこれはもう早く的確にさせていただきたいと、みんなそういうふうに思っていることだと思っておりますので、ぜひともそういった活用の仕方ももう一つ検討の視野に入れていただいた中で、今後の利用者の増加に向けて検討をしてい

ていただきたいというふうに要望いたしまして、終わります。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 今松島議員からのお話を全くごもっともだと思っております。不審者、または先日また強盗が邑楽町地区から発生してしまったということもあります。安心、安全なまちづくりというような観点、また災害が発生した場合のこと等々、不審者のことでもありますけれども、いろいろな部分でこの携帯のメールについては活用できるのかなと思っております。今おうら広報、屋外器、これについてもいろいろな3交代とか、夜勤の方等があり、なかなか思うような情報伝達ができない状況にもあります。こういったことを考えますと、さらにこの携帯電話のメールについては充実させていくことも広報の一つだろうと思しますので、さらなる研究をし、進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

桜井議員。

○15番 桜井征男議員 15番、桜井です。今回は9月の決算議会ということですが、あえてちょっと関連ですので質問させていただきます。

先般、子ども議会が行われました。その前にも広聴議会ということで子ども議会が行われたわけですが、子供が、私たちが目で見える視線と子供が見る視線、また小さい子供が見る視線は違ってまいります。そして、いろんな議会でいろんなことをまたお願いしたりやっている、それが議会だと思っております。小学6年生の方が、大雨が降ると、水たまりができて通れなくなってしまう。通れなくなってしまうということは、学校に行けなくなってしまうということなのです。ぬかるんで動きづらいというのならいいのですが、通れなくなってしまう。そういった毎日学校に行く、通っていく子供がそういった切実なことで訴えているわけでありまして。こういった機会を持った企画課の方々にも大変ありがたく思っているわけですが、課長、町長、通れなくなってしまうということは、早期に直すというのではなくて、すぐ直さなければ子供が学校へ行けないのではないのかなと私は思うのです。これは緊急性を要するというので、あえて町長の考え方をお聞きしたいと思っております。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 子ども広聴会については何度か行わせていただいているわけですが、確かに私たちが通らないところを子供たちが通ったり、目線の違う部分でいろいろな意見が聞けるということで、私も毎年楽しみにしているわけでありまして、いろいろな部分で、例えば歩道橋なども何年も歩いていると、コンクリートがへずれて水たまりができてしまうというようなことも、ふだんは私たちは通らない部分で気づかなかった。それで、子供たちが靴をぬらしたまま学校に行っていたというような状況もあったようではありますが、いろいろな部分でいい意見も聞かせていただいているところでもあります。

そういった中で、今桜井議員の方からのお話であります、道路の件につきまして先日出されま

した。水たまりができて大変学校に行くのに困っているというようなお話でありましたので、早速課長の方に現場に出向いて、現場を見てきてほしいということで今指示をし、そして今検討をしているところでもあります。早急ということで現場を把握した中でやらさせていただくつもりで今おりますけれども、状況と周りの隣接の皆さんと地元の皆さん、また土木の委員のご意見等も聞きながら調整をするところであります。

○中川健治議長 桜井議員。

○15番 桜井征男議員 今町長から、子供が通る道で目線が違うということで、私たちが気づかなかったところも子供は、これが危険箇所だということで、大変私たちもためになったなと、そういう気持ちであります。ただ、町長が早急に直したい気持ちということはあるのですが、気持ちではなくて、すぐ、すぐ、すぐ直すべきだと私は思います。すぐ直るようお願いして終わります。

○中川健治議長 ほかに。

立沢議員。

○8番 立沢稔夫議員 関連的な観点で質問したいと思います。

今、松島議員の方から不審者情報というような形が出ましたと思います。私もきのうちょっとインターネットを引いたときに、邑楽町のページの中で不審者情報という情報を見ました。それは、14日の夜か昼かちょっとその辺確認しなかったのですが、黒い乗用車、黒塗り、この乗用車が2台ということではなくて、2回ですか、同じ人かどうかそれはわかりませんが、それで、子供か女性の方かにとまって、「あなたのうちはこの辺ですか」というような話をしたという情報がインターネットに載っておりました。それを見たときに、これは例えばの話、町の広報でこういう不審者が今邑楽町に出ましたというような情報を即流すべきではないかなと、そんなふう感じたわけでございますけれども、細かいことはわからないですけれども、もしその辺がどんな情報がキャッチしてありましたら、説明していただきたいというふうに思います。

○中川健治議長 立沢企画課長。

○立沢 茂企画課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

不審者情報につきましては、インターネットで最近情報として流すようにいたしました。これにつきましては生活環境課及び大泉警察署の方からの情報をもとに掲載しているものでございます。屋外広報での周知ということでございますけれども、情報の内容等について吟味した中で、放送する方向で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中川健治議長 立沢議員。

○8番 立沢稔夫議員 検討することはよろしいことだと思いますが、急を要することかなと、こんなふうにも今いろんな面で、子供たちのパトロール、いろんな父兄が協力しております。そういうことを加味するならば、検討するよりもまず情報を流す方が先かな、そんなふうにも考えるわけで

ございます。ぜひ至急、検討という言葉をもた使いますけれども、そういった対応を至急していただきたい、そんなふうに思います。

終わります。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 決算書の118ページ、119ページ、また事業実績の37ページですけれども、人権擁護についてちょっとお尋ねします。ここに人権擁護の中で同和対策推進事業という形で、全部で180万円ですか、出ているのですけれども、平成7年に邑楽町は人権尊重の町宣言を行いまして、同和対策に対する国の特別措置法は13年度で終了したと。14年度からは一般財源の中に人権擁護対策という形で同和対策を繰り入れたということですが、私は常々この同和については、一般財源の中に入れて融和してやっていくのだということを言ってきたのですけれども、国が同和対策を打ち切って14年度から新しい一般財源になったわけですから、同和対策をいつまでもいつまでも支部補助金123万円を補助することなく、やはり自立していただいて、必要なものについては一般財源の中で補助していくというのが望ましいと思うのです。というのは、地区公民館があります。前谷、東原の地区の公民館は新中野と同じように町営でやっています。そこに今回は一般の地区公民館と同じような扱いをしていくということに決まりましたけれども、この部落解放同盟支部に123万円と、多額のお金だと思うのです。だから、ここで時限立法が国がなくなったわけですから、その辺の補助を公民館が一般公民館と同じように各地区で責任を持ってもらうというふうに移譲しましたので、この支部活動費もやはり見直していかななくてはならないと思うのです。

今人権擁護もいろんな差別、特に同和だけではなくて、同和の差別は私はないと思うのです。障害者だとかそういうような差別の方が今物すごく多いのではないかなんて思うのですけれども、そういった点で人権擁護の同和の窓口が学校教育、あるいは福祉、あるいは住民課と、もう三つにも四つにもなっているのですけれども、やはりそれは一般財源の中で人権擁護を推進して、地区指定はもう解除されているわけですから、そういう形でやっていかななくてはならないと思うのです。この123万円の部落解放同盟邑楽支部に補助するというのも見直す時期が来ていると思いますけれども、その辺どうなのでしょう。

○中川健治議長 岡村住民課長。

○岡村静代住民課長 お答えいたします。

同和問題につきましては、13年度で同和対策特別措置法が終了して、一般対策となったわけですが、かといって同和問題が全くそれで完全になくなった、あるいは解決したということではありませんので、その後も14年度からも引き続き同和対策について、補助金という形で支部の方に出しております。見直しの時期ということでございますけれども、確かに年々この額は減っております。その見直しの条件としまして、昨年度は同和対策審議会設置条例を廃止しまして、かわって支部と、それから町と両方で協議して、この同和に関する人権問題を解決していくということで、

その補助金の額をお互いの交渉によって決めるという方法にしていくことになりました。町の方の補助金の条件といいますのは、事業費補助ということで支部の方で町民を巻き込んだ人権運動について補助する、そしてまた、依然として残る同和問題に対して、支部の中で相談員を設けて解決を図るというようないろいろな条件をつけて補助金を設定しております。

ですけれども、この補助金の額については、住民の納得を得る方法でつけていかなければなりませんので、年々こちらとしましてはどの程度自立に向けてあるか、それから同和問題の関係が解決しているかということをお話し合いのもとでやっておりますので、年々縮小をしております。

以上でございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 国はその同和対策特別措置を立法の法律をつくりまして、それが廃止になったのですよね。新しい事業ということで人権対策になったのですけれども、町は差別をしてないと思います。同和地区は学校に入れませんよだとか、何々してはいけませんよと、補助金ももらえませんかよ、融資もできませんよと、そういうことは一切ないわけですよね。ですから、それはもう一般財源の中に入れて融合してやるべき姿のものだと。それで、各地区、いろんな団体の補助金がありますけれども、123万円の補助金なんてないです。大体多くたって20万、10万、15万とかその程度だと思うのです。ですから、そういうのを検討をして見直しをしていただきたいと。その地区の人にもそういう説明をぜひ持ってやっていただきたいと思います。

また、ちょっと課長にお話ししたいのですけれども、いろんな事業があります。その事業を存続していくのか、また継続していくのか、廃止するのか、新しい事業をやるのかという情性の中でやってほしくないのです。今までがそうだったから、だからそうだという情性の事業ではなくて、やはり必要なものについてはきちんとその執行をして、それで新たにこれが必要だと思うものを取り入れてやっていくと、こういうことではないと活性されないと思うのです。例えば私、一つ例を挙げます。母子家庭児の高校の入学祝金がなかったのです。就職支度金です。就職支度金は今中学で就職する人は母子家庭だっていないのです、0。これは何十年も私は言ってきました。担当課長は議員になっている人もいますけれども、何十年も私は言ってきました。だけれども、情性でだめなのです。課長の采配で、何十年も言ってきましたから、現実に。だけれども、今度は課長がかわって新しい視野でいろんな声を聞きながら、それを実現したらどうですか。実績はもう19名、20名いるのです。就職支度金ではなくて、高校入学金にしたのです、母子家庭児は。そういうふうにも今までの情性の中で、今までがそうだから、そうなのだではだめなのです。課長は執行者ですから、自分の所管をきちんと見て、自分の所管の中で、ではどうなのだろうと、新しい事業はこうだ、打ち切るのはこうだと、存続するならこうだと、しっかり責任を持って町民の立場に立って、大地に足をつけていただきたい。そういう事業の実施、情性はだめです。と私の考えを述べて、終わります。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 なければ、次に、第4款衛生費、第5款労働費、第6款農林水産業費について質疑を行います。

決算書では144ページから185ページまでとなります。

質疑ありませんか。

新島議員。

○19番 新島 正議員 175ページの生産調整のことでひとつお願いしたいと思うのですが、ことしは非常に減反が多くなっております。話に聞きますと、100%を非常にオーバーしたということですが、そのパーセントの割合ははっきり何%かお知らせ願いたいと思います。

あと一つは、認定農家ということで非常ことしは騒がれました。認定農家が何件できたのか、その点をお知らせ願いたいと。また、認定農家に達しない農家は一応減反で1反当たりの金額は、反別の助成が幾らになったのか。また、認定農家にならないで集団減反でやった場合は、その減反の奨励金は幾らになったのか。また、全然何もしないで減反した場合は幾らなのか。その点がわかりましたら、ひとつお聞きしたいと。

それと、あと一つ。認定農家に1町から3町までにならない農家がいっぱいあります。その方は一応集団になって、お宅へ入って、こっちへ入ってと、非常に迷っています。これが続きますと、ことしの小麦は全然もうつくれなくなってしまうと。2,300円ではつくる人がいませんよ。そうなった場合に、それで、ことしは米が豊作だから、1万円だということになりますと、農家が非常に打撃を受けるわけです。それに対しての町長はそういう考えが、何か対策はあるのかなのか。ありましたら、ひとつお願いしたいと。

それと、あと一つ。土木関係で一つお願いしたいのですが、町営住宅のことで一つお願いしたい。町営住宅は石打は22軒あったのですが、今は10戸しかない。それで非常にその空き地が空いていて、風景が非常に悪いのです。ですから、この町営住宅をどうして今までにこんなになくすのか。現在のまま何年続くのか、その点を一つ。

あと、埴堀団地が一番多い、40軒ありますが、これは埴堀団地は町の地所ではないのです。多分借りていると思うのですが、埴堀団地においては入居者が幾らか減っているということで、地代は下がる。どういうふうになっているのか、ひとつその点、二つお願いします。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

ことしのいわゆる転作率は約83%になると思います。昨年が65%、その前も65%でして、全国でも一番悪い方というふうに県や国の方では言われてきましたが、ことしは83%になるというふう

思います。それで、いわゆる転作奨励金の話でございますが、転作団地に参加した方でトレーサビリティとか県からの補助とかいろいろ含めると、約4万4,000円ぐらいになるかなというふうに見ておりますし、転作団地に参加しない大規模経営の方々につきましては、約3万8,000円プラス利用権を設定した部分につきましては、2,300円なり3,500円なりというのが加算されるかなというふうに思っています。さらに、作業受託の場合も約3万8,000円程度かなというふうに今考えているところでございます。

今現在の19年の考え方、ご質問にありませんでしたけれども、今申し上げたのはいわゆる産地づくり交付金のお話ですが、国全体では18年度実績が1,460億円に対しまして、19年は1,480億円ということで、若干この交付金がふえるという、そういうお話でございます。ただし、16年から18年までは作付する数量や面積を国や県、市町村が配分をしてきましたけれども、19年からの3年間は農業者や農業者団体が配分をするということで、行政はその配分するための情報を提供するという形になりますよということでございます。また詳細についてはこれからでございますが、大まかな流れというのはそういうふうになってくるというふうにお聞きをしております。

それから、認定農業者は今のところ66名でございます。この取り組む前は32名でしたから、約倍でございます。

それと、関連ですが、集落営農組織4地区できました。JA西邑楽管内では5地区でございます。邑楽町が4の千代田が1というところでございます。

それから、転作奨励金につきましては、100%やらなければ出ませんけれども、一番安いという低額な金額というのは、基本分がありますから、それが2万円でございます。それに該当すれば、2万円は出るということでございます。ちなみにこの基本部分につきましては、国は1万円でございます。邑楽町は段階的に引き上げて基本部分を2万円にしたというところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 新島議員に申し上げます。

町営住宅の件につきましては、次の款でありますので、そのときによろしく願いたいします。

ほかにありますか。

久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

認定農業者になれない者は町としてどう考えているのだと、1町から3町の人たちにとっては大変苦しいので、町としては何か支援ができないかというようなご質問かと思っておりますけれども、今国の方でも認定農業者もしくは集落営農組織を立ち上げた中での推進をしてほしいということで来ておりますので、町としても集落営農等をお願いしているわけでありまして、また、認定農業者も66名ということで32名から大変ふえたということではありますが、さらにそういったお願いをしていく方法だろうと思っております。また、ほかに違った部分でご提案等していただければ、検討していき

たいと思います。大変小さな農家にとっては苦しい時代に入ってまいりまして、また私もそう考えております。しかしながら、町として今まで4億円ほどの麦については来ていたわけでありましたが、これを補てんするというようなことについては、大変財政事情等も考えますと、厳しいわけでありまして、何かいい方法はないかということで今模索もしているわけでありまして、大変苦しいわけでありましたが、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

大野議員。

○21番 大野 栄議員 実績報告書の69ページです。農地費の件ですけれども、待矢場に町が負担金だとか補助金を出しております。そういう中で邑楽町には切符を配ったり、招集したりする総代と、各地区に理事が何名という形でいますけれども、この理事がちまたの話だと、だれがなっているのか全然わからないと。そして、一度なると10年も20年も理事をやめなくていいと。任期があるのだけれども、そういうあれが不透明だという話も聞いております。ですから、そういった点では待矢場の理事を以前は何か農事組合の人たちが集まって、では、ここの地区で理事はだれにしようかという民主的な選出方法がされたようでも、現在はそうではない。ですから、その辺をなり手が無いという部分も一面はあるでしょうけれども、民主的にしていかななくてはだめだと思うのです。ですから、この理事については特に、総代もそうですけれども、だれがなって、何年やっているのか。やはりそれは各常任委員会ぐらいには資料として配るべきだと私は思うのです。行政指導としてその選出方法は任期が来たら選挙、そして、その決まったことについては地区に報告するのは最低の義務だと思うのです。そういう行政指導をやっていただきたいと思っておりますけれども、団体が違うのはちょっと大変な部分もあるかもわかりませんが、町が負担金だとか補助金を多額に毎年毎年出しているわけですから、そういう行政指導をやっていただきたいのですけれども、所管の課長の答弁を求めます。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

待矢場の理事あるいは総代という役職の方々がおられますが、行政指導で民主的な選出を行いなさいということでありますが、いまだかつて今議員おっしゃったように別組織なものですから、町が関与して選出したということは、私自身は聞いておりません。関係する農業者の方々と協議して選出しているというふうに思っているところでございます。

それから、常任委員会にメンバーを報告すべきだろうということにつきましては、これにつきましては待矢場の方と協議しながら、できれば行っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 今課長が言ったように、総代についてはもうほとんどやり手がないらしいです、各地区でも、もうたらい回しで大変な事業で、その割ではないということで、理事においては、関係する農業団体が集まって云々ではないのです。もう個人プレーでやって、その結果の報告も何もないのです。それで、一度やれば10年も20年もやめないというのは、もうちまたでこういうのはどうなっていると私、聞かれてもわからないのです。だから、その辺を行政としてはそういう町民の声が一部あるわけですから、そういう形の理事の選出方法については民主的にする、要するに、関係団体が集まって民主的にやらなくてはならないと、私はそう思うのです。それが指導できないというのでは、おかしいでしょう。やはりその程度は補助金だとか負担金を多額出しているわけですから、選出方法については間違いのないような関係者と寄り合って決めてくれということ言えばいいわけですから、簡単なことでしょう。課長、また再答弁お願いします。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 総代につきましては、関係者の選挙で選出をされると。そして、その総代の中から理事を……。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 その総代が理事を選んでいくと、こういう仕組みになっているようですから、その辺で民主的でないかどうか、また待矢場の方にも確認をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 ちょっと質問の前に、先ほど大野議員が言った、要するに待矢場の理事は民主的でないと、そういうのではないのだよね。それは地区ごとに、蛭沼はどうやられているか知らないけれども、町が関与するのではなくて、総代に選挙権があるということで、総代の会合を開いて決めている、民主的にやっているということで了解していただきたいと思いますので。

さて、質問ですが、事業実績の66ページ、産業振興課の中で2番に農業振興対策事業、大変公費が投入されて、それぞれの対策がここに盛られて実施をされてきた。1番から稲作近代化推進事業、フジワンプリンズだとかなんとかいろいろありますが、この3番まで、この中でこれだけのお金が投下されているのですが、これはどういう方が対象になっているのか。例えば、野菜のフェロディンSLというのか、これは多分ハスモンヨトウの薬だと思うのですが、全体で101戸ということになると、ばかに少ないのです、補助対象が。こういうものを見たり、だから、どういう方がこれは対象になっているのか。あるいは産地育成強化ということで野菜の移植機セットですか、3台購入してあると。これはどういう方が補助対象を受けたのか。この内容についてひとつお伺いをいたし

たいと思います。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

具体的な対象者名につきましては、手元に資料がございませんので、お答えすることがちょっとできません。ただし、(3)番の産地育成強化対策事業、これにつきましてはＪＡ西邑楽に県が補助金を出しまして、この270万の事業を行いまして、そのＪＡ西邑楽が3台購入した機械を農家の方々に貸し付けているというところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 農協へ県が云々と言いますが、少なくともこれは税金投入されているわけで、詳細については担当、要するに町側も把握する必要があるのではないかと。ただ県がやったのですよ、例えばフェロデインSLというのですか、我々だって十五、六個買ってくるのです。101個ということになると、本当に特定の人になってしまうのかと。そういう中身については公開できないのならばできないでいいけれども、やはり担当所管としてはきちっと把握しておくべきだと。あるいはリースとして移植機を3台入れたと。どういう方がリースをされているのか。あるいはフジワンプリンスなんていうのは全面積に使われています。それから思うと、500円と計算すると、ばかに少ないよと。だから、どういう方が対象になられているのか。その大枠の、個人名は出さなくても、大枠のその内容ぐらいは担当課としてきちんと掌握しておくべきだと。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午前11時01分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時16分 再開〕

○中川健治議長 次に、第7款商工費、第8款土木費、第9款消防費について質疑を行います。

決算書では186ページから221ページまでとなります。

質疑ありませんか。

新島議員。

○19番 新島 正議員 先ほどページを間違えまして、どうも済みませんでした。

町営住宅の件について、あと1度質問いたします。石打の町営住宅におきましては、22軒の町営住宅がありましたが、実績報告の方では10軒しかない。非常に石打の人に対しては、風景が悪いと。いい家が建っているのならいいけれども、古い家が建っていると。それをあのままに何年置くのだということを言われております。その点今までの状態で何年置くのか、それともまたいろいろの考えがあるのかどうか、その点をお聞きしたい。

あと、埴堀町営住宅におきましては、40軒という大きな住宅であります。あれは土地は個人から借りていると思うのです。だから、借りているときは幾らだったのか、今は上がって幾らなのか、その点をお聞きしたい。それで、入っている人は何軒いて、それに対しての金額のあれはどうなっているのか細かい点をひとつお願いします。

○中川健治議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 お答えいたします。

石打町営住宅の管理戸数等について、さらには今後のどういうふう管理、あるいは運営をしていくかというようなご質問だと思います。石打の住宅につきましては、議員おっしゃるとおり22戸当初建設をされております。その後、石打につきましては、木造の一戸建ての形式になっておりまして、その後老朽化等に伴いまして、退居をいただいた時点で新しく入居者を募集しない、そういうやり方をとっておりまして、現在10戸ほど管理をしてございます。同じようなやはり木造住宅が中野地区では久保林というところにもございます。これらの木造の住宅につきましては、現在68戸ほど、4団地ですか、実際には4団地で68戸ほど木造のもの、これが最も古い住宅になっているわけですが、今後基本的には建てかえ等を推進をしていきたいというふうに考えております。

なお、昨今の厳しい財政状況も踏まえまして、その手法につきましては、いろんなことが想定もされますので、手法についていろいろ検討いたしまして進めたいというふうに思っているところでございます。

それから、埴堀の町営住宅の関係でございますが、議員おっしゃるとおり40戸ほど管理をしております。埴堀の住宅につきましては長屋式のものでございまして、4戸で1棟のものと、6戸で1棟のもの、これが1側10戸、全体で4側ほどございます。建築年度につきましては、一番新しい埴堀でも一番新しいものが昭和55年につくられたのが一番最後というようなことで、町が管理する住宅の中では一番新しい住宅でございます。埴堀の町営住宅の敷地につきましては、全体で7,255平方メートルほどございます。そのうち約3分の1の2,297平方メートルにつきましては、町が所有しております。残った4,958平方メートルにつきましては、現在借地をしてございます。この借地料、地代につきましては、年間で約300万円ほどをお支払いをしているところでございます。積算の根拠につきましては、年間坪当たり2,000円程度の借地料という形で算定されてございます。

以上でございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 町営住宅の関連になると思いますけれども、今課長が新しい町営住宅の建設に向けて検討して、また、もろもろの施設等も検討したいということですが、恐らくそれは空きアパート等の検討だと思っておりますけれども、そういう低所得者だとか住宅に困った人たちが入る町営住宅を新島議員が言われたように早期に建設しなくてはならないと思うのです。その資金というのは、要するに借入れをして、それで償還を例えば25年とか30年という耐久年数でやりますよね。それに家賃をかけていくから、1戸500万にしても、25年で借りていけば、家賃は1万5,000円程度で新しい住宅に入れるのです。ということは25年償還で町に歳入として入ってくるわけですから、だからそういった点では思い切ってそういう施策をして、邑楽町に住んでもらうと、新しく世帯をやってもらうのだという施策が早急に必要だと思うのです。いつも町営住宅のことを言うと、今検討中だ、アパートの借り上げだと逃げ切ってしまうけれども、そうではなくて、もうしっかり受けとめて、新しい町営住宅建設に向けてどういう方法がいいのか、今の場所がどうなのか、それでまた新しい場所があるのかどうか、具体的に進めていただきたいと思うのですけれども、それは町長の答弁になるのかな、課長の答弁になるのかわかりませんが、そういう形でお金は家賃として入ってくるわけですから、思い切ってそういう施策を、新島議員が言ったように新しくつくっていかなくてはならないと私は思いますけれども、答弁を求めます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 町営住宅の件につきましては、前々からの課題でありまして、取り組みをしなければならぬと思っておりますし、また、こういった社会情勢の中で大変住宅に苦しんでいる方や所得も下がってきている中で、住宅の供給という部分では大変必要になってきているということについては認識しているところでもあります。ただ、その手法については、今担当課等でいろいろと研究をしている部分であります。思い切って借入れをした中で、少しずつ償還していけばいいのではないかなということのようではありますが、そういった部分も含めた中でちょっと検討させていただければと思います。

○中川健治議長 ほかに質疑。

大野議員。

○21番 大野 栄議員 実績報告の71ページをお願いします。新製品の研究開発支援助成金50万円の交付対象が2件ということですが、どんなものがあつたのか。

それから、またその次のページですが、中小企業の振興資金が貸し付けをやっていただいておりますけれども、これが前年に比べて非常に設備資金が24件、運転資金が60件ということで、17年度は突出しています。設備についてはあれなのですが、運転資金についてはかなり厳しい、景気はよくなったと言いつつも、かなり運転資金が必要ということは厳しいのかなと、それが反映しているのかなと思いますけれども、その要するに補償料の補助だとか利子補給をするわけですが、

このままきちんと返済をしてもらえるかとかそういう不安が急に多いので、84件という形で多いので、非常に心配しているのですけれども、今までの実績等踏まえて、そういうのはないのかどうか。もしそういうことがあった場合には、町はどういうふうにするのか。その辺もちょっとお尋ねします。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

実績報告の71ページの方ですが、新商品研究開発資金助成金でございますが、これは平成15年にスタートした制度でございますが、15、16というふうにありませんでした。何回か広報等を使ってPRしたわけでございますが、ここに書いてありますように販売を目的として新たな商品の研究開発ということで、既に販売しているものは対象外という形のものでございます。今回2件ということでございますが、既にもう店等にはありますけれども、タワーせんべいというものと、ブッセの2種類でございます。2件として60万9,000円助成金の交付をしまいいりました。これにつきましては審査会を行っておりまして、県の担当職員にも参加してもらったり、消費者の代表の方にも参加してもらったりという形で審査を行ってきているところでございます。

次の72ページの方でございますが、特に中小企業振興資金、これにつきましてご指摘のとおり非常に伸びました。そのうち運転資金の方がかなり伸びたわけでございますが、どちらかという、設備資金は前向きの資金というふうにとらまえておりますけれども、運転資金につきましては、これからの事業を回していくための資金ということもあります。もっと厳しいところもあるのかなというふうに思います。昨今の雇用率なんかでは、館林ハローワーク管内もかなり雇用率等よくなってまいりましたが、事中小企業、特に零細の部類に入るような小企業の皆さん方につきましては、まだまだ厳しいというふうに思っております。そして、何としても乗り切るための運転資金、その需要が伸びたというふうに思います。

さらに、もう既に皆さんご存じでありますけれども、この中小企業振興資金につきましては、近在の制度融資よりも有利なものというふうに思っておりますから、県との協調であります小口資金は余りありませんで、どうしてもこの振興資金の方に集中をしていくという、そういう意味もございます。かつてこの融資をして、それで返済ができないというものもかつてはありましたが、今も若干はございますが、ほぼ順調に返済の方も進んでいるところでございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 再質問になりますけれども、運転資金については、経営がうまくいくように頑張っていたきたいと思いますが、新製品の販売を目的として新たな商品に研究開発として上限50万円をやるのだということですが、この製品は例えば邑楽町の町内で加工をしたり、町内でつくったりするということであればいいのですけれども、いろいろ今言われたものについては、外に頼んで委託をして、それで邑楽町のレッテルを張って販売するということは、審査員会を幾ら通って

いても、ちょっと道から逸脱しているような気がするのです。やはり町内のものを使った、要するに工場生産加工を町内でして、そして開発していくところに補助するというのならわかるけれども、町外に出して、それをレッテルを張って売るということだったら、だれでもできるわけでしょう。そういうのはこれの趣旨から研究開発というのは、自分がやるのではなくて、それを依頼するわけですから、ちょっとその対象を検討した方がいいと思うのです。朝のきのうの新聞ですか、課長のところに新聞資料なんか提供しておきましたけれども、あの補助金だって結局はもうことしの18年度で県の補助金は打ち切りですよ。だから補助金のあるときに、ではどう活用できるかというのは、やはり新しい発想だと思うのです。だから、それらも含めて地域の中で、外に委託するのではなくて、加工できるような新しい製品の開発を私は望みたいと思うのですけれども、課長と考えが違うのかな、その辺は。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

私も町内で製造開発できれば、それが一番いいのかなというふうに思いますが、この制度では町内で製造開発という形に限定をしております。しかも、15年度にスタートしたものが15、16と全くPRしても、なかったということも含めて、町内に狭めた場合にこの制度のありようというのがどうなってくるのかなという、その心配も実はしております。本町をPRするというのが大きなねらいでありまして、例えば職員がほかの自治体に出張とかそういうときに、こういうものを持って邑楽町をPRするというようなことが大きなねらいのわけであります。そういうわけで今までの経過等を含めて、製造販売が町外でもそれについては妥当であるということで認定をしてきたところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 事業実績の79ページ、ここに鞍掛第3工業団地の分譲状況が報告されております。17年度、4社、約4.2ヘクタールですか、この分譲地が分譲されていますが、これで残りの分譲地がどのくらい残っているのか、その辺についてもお伺いしたいと思っております。

○中川健治議長 中村都市計画課長。

○中村紀雄都市計画課長 お答えいたします。

鞍掛第3工業団地につきましては、平成9年4月から工業用地の販売に入りました。現在の分譲の状況でございますけれども、現在11社の企業が用地を求めております。その内訳としますと、操業している企業が8社、用地のみを購入しまして現在建築中というものを含めまして3社でございます。その中で平成16年度は進出企業が1社もございませんでしたが、17年度につきましてはごらんのとおり4社の企業が進出をしたところでございます。

今後の販売の状況でございますが、分譲面積としますと、造成された面積が約6ヘクタールございます。その他未造成が7ヘクタールございまして、合計で13ヘクタールの工業用地がまだ残っているところでございます。県の方に確認をしてみますと、造成済みの6ヘクタールについては、企業からの商談といたしますか、申し込みがすべて来ているということで、実際に今後企業が問い合わせがまだないというものについては、この未造成の7ヘクタールのみだというふうなことで聞いております。

以上でございます。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 次に、第10款教育費、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費について質疑を行います。

決算書では220ページから327ページまでとなります。

質疑ありませんか。

本間議員。

○11番 本間恵治議員 事業実績報告書の89ページ、適応指導教室事業につきまして質問させていただきたいと思っております。

この内容から見ますと、学校復帰、そしてまた進学した子供たちがこの表のとおりいるということで、本当に高い実績を上げているのかなというふうに私も見る限りでは思います。そんな中で単純な考えなのですが、学校を開催しているのは月曜日から金曜日まで、この開催日につきましては火曜日から金曜日ということで、月曜日は休みとなっております。そういう部分ではその間の月曜日につきましては、子供たちはうちの中にいるしかないというふうな現状が私はあると思っております。そういう部分ではやはり子供たちのことを考えれば、少しでも多くその中に参加をして、少しでも早く皆さんと一緒に勉強ができるような対応をとっていただくのが、私は教育としての姿勢ではないかと思っておりますけれども、それにつきましての見解を伺いたいと思っております。

○中川健治議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 ただいまの本間議員の質問にお答えをいたします。

適応指導教室におきましては、ただいま議員がおっしゃるとおり大変成果を上げているところでございます。ただし、ご指摘のとおり月曜日が公民館を利用しているということで、現在は公民館の休館に合わせて適応指導教室の方もお休みとなっております。これにつきましてはこれまでも適応教室のあり方、また教育相談のあり方につきましては、適当な場所を物色もしてまいりましたが、この町では現在のところそういった個人の秘密を守れるところ、また、そういった施設的な余裕が

あるところが現在までございません。今後これらについての検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○中川健治議長 本間議員。

○11番 本間恵治議員 子供たちのことを考えて、できるだけ寛大な措置をとっていただきたいと、そういうふうに思います。よろしくをお願いします。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

本間議員。

○11番 本間恵治議員 認定第1号 平成17年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の討論をしたいと思います。

久保田町長が就任以来3年を経過したわけですが、合併するかしないかいろんな論議がありました。そんな中で3年たったら、邑楽町は破綻してしまうと、そんなピラまで入れられて今日に至ったわけですが、この財政運営の中身を逐一検討した結果の中には、私は一つも間違っただけで予算の執行をしている部分はないと、私も確信しております。そんな中で一般会計歳入総額につきましては88億6,250万285円、歳出総額につきましては80億9,047万1,724円、歳入歳出差引額7億7,202万8,561円のお金が残ったわけですが、監査の意見書を見ましても、私は最少の経費で最大の効果を上げている、そういうふうに私も確信をいたしております。そういう部分でこれからも工業団地の造成に伴い、いろんな進出企業のメリットを勘案した中で、固定資産税の減免措置とかいろんな方法を考慮した中で、いろんな企業がそこに進出してくております。そういう部分では税収が過半数を占めている現状の中で、私は将来にわたって健全な財政運営がもっと図れていくのではないかと、そういうふうにも思っております。そういう中で現在の予算の執行の仕方を見習い、より以上の最少の経費で最大の効果が上げられますよう希望いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

小倉修議員。

○9番 小倉 修議員 認定第1号 平成17年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

近年の地方自治体では、行財政改革推進の影響で大変厳しい財政運営を迫られております。その結果、本町の17年度の一般会計決算は、歳入が88億6,250万円、歳出が80億9,047万円となっております。

ます。主な事業を見ると、次世代育成に配慮した南保育園移転改築事業を初め、南児童館の移転改築、北児童館の改築等が行われております。また、町民の健康等の増進の核として、健康センター建設に着手したことと加えて、新たに町政の核となる庁舎建設に向けて動き出したことは、大変喜ばしいことであります。土木関係では、生活基盤としての幹線町道整備が重点的に実施され、町民の安全性と利便性が確保されております。また、教育関係では、町内全校に扇風機を設置し、長柄小学校では耐震補強大規模改造事業が実施されるなど、教育に配慮した行政運営が行われている。

このように上程されている平成17年度決算につきましては、厳しい財政運営の中で行政全般にわたり積極的な姿勢が見受けられ、町民の福祉の向上を目指した適切な決算であると思います。今後とも予算の執行に当たっては、今まで以上に経費を節減し、合理化等に配慮され、行政サービスの向上に努められるよう要望し、認定に賛成をいたします。

終わります。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 認定第1号の平成17年度一般会計についての補足討論をします。

今小倉議員、本間議員がそれぞれ討論をしましたがけれども、その中でも国の施策の中で定率減税の廃止に伴い、国民健康保険税だとかあるいは介護保険、もろもろの特にお年寄り、弱者に対しての打撃が税の面で返ってきている部分があると思います。そういう施策に対しても町はできるだけ低所得者の減免措置だとか、あるいは国の施策に対して、町ができる補助、条例をつくってやっていただきたい。そういうことを申し上げまして、やっていくべきだというふうに思います。

以上、補足をさせていただきます、賛成討論とします。

○中川健治議長 ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて討論を終結します。

これより認定第1号 平成17年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○中川健治議長 挙手多数。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第2 認定第2号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○中川健治議長 日程第2、認定第2号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について議題とします。

これより質疑に入ります。

松島議員。

○2番 松島茂喜議員 行政実績報告書ですと、115ページになろうかと思いますが、レセプト点検による適正化状況ということで、減額の総計が1,453万7,000円ということで出ておりますが、16年度と比較しますと、16年度が729万9,000円ということで大体約2倍という形になっておりますけれども、今新聞等でも不正請求ですとか、医療給付金に関してですけれども、また介護の方もそうですけれども、そういったことで随分と新聞紙上も取りざたされているという状況が出てきておりますけれども、この1,453万7,000円という金額はそのレセプトの方の例えば記載の間違いですとか、そういった関係だけでこの金額になっているのか。また、そういった不正的なものがこの数字の中に含まれているのかということについて、担当の課長にお伺いをしたいのです。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答えいたします。

内容につきましては、医師の関係のレセプトの違いということですか。というのは、要するに国保のところを社保という形で記入したり、あと病名に対しての薬の部分とか、そういう違いとかという形で、不正という感じでなくて、単なる医師の勘違いというのですか、そういう的な内容というのが非常に多いという感じであります。これにつきましても国保、国民健康保険の連合会につきましても、きちんとチェックをなさっております。その関係でなおかつ不正な部分ということは、各市町村の方にレセプトが送られてきまして、うちの職員の方がなおかつ再度また点検しているという状況でございます。

以上であります。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 今課長のお話ですと、その不正の部分というのは、含まれてないというふう
に理解しているというふうなお話でございましたけれども、先ほど数字をちょっと挙げましたが、その対象となっている被保険者数はそんなに違いはないです、16年度と。しかしながら、その減額されている金額というのは、先ほど申し上げましたが、2倍になっていると。ですから、それだけ逆に16年度からこういったレセプトの適正化というのをやっているようですけれども、逆にその16年度と比較してふえているということは、これはやはりそれだけ医療機関もそのレセプトの作成については、逆にこれはずさんな状況になっているのかなと。その部分はやはり行政指導としてできる限りしていく必要がこれはあるのではないかというふうに思います。どうしてもその診療報酬だとかそういった部分については、非常にこれはやみの中ですので、我々も患者として病院にかかれば、そのレセプトが出されるわけではありませし、領収書の金額だけが提出されているという状況ですから、こういった病気でそれが何点で、こういった薬が出されて、それが何点でという明細というのは、ほとんどの方はいただけない状況にあると思います。だからこそこの市町村のそのチェック機能というのがこれはまた重要になってきているわけですから、やはり市町村の方で、こ

の町の方でそういった部分に関して、今まで以上に医療機関に対して適正化を求めるように、行政指導を行っていく必要があると思いますけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答えいたします。

16年と17年を比較いたしますと、パーセントを見ますと13.4%の増という形になっております。金額に対しては1億5,500万余の金額がふえているということで、特に請求の総額というのが非常にふえている状況でございます。それにつきましても件数的には多いものですから、金額がごらんのとおり1,400万近くの金額が出ているということになります。これにつきましてもレセプトの中につきましましては、特に再三細かく注意を払いながらチェックをして、できるだけ実績を上げていくということで、今現在2人体制をやっている状況でございますけれども、それについてもいろいろ検討しながら強化していきたいというふうに思います。

以上です。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 国保ももちろんそうですが、一般会計からの繰入金というのが年々増加している状況です。やはりそういった一般財源からの繰り入れを余り依存しない方法の一つとして、今申し上げたレセプトの部分については、十二分に検討された上で行政指導を、またさらに厳しいチェック機能として果たせるよう努力していただきたいと思います。そういったことがやはり国保税の値上げですとか介護保険料の値上げ、こういったものを行わずに済むという状況にももちろんつながっていくわけですので、ぜひともその部分を検討していただいて、努力をされることを要望いたしまして、終わります。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第2号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

○中川健治議長 日程第3、認定第3号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて討論を終結します。

これより認定第3号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩します。

〔午前11時55分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後1時29分 再開〕

日程第4 認定第4号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○中川健治議長 日程第4、認定第4号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野議員。

○21番 大野 栄議員 決算書の401ページ、403ページ、405ページにまたがっているのですが、居宅介護サービス給付費4億5,485万とあります。その次に今度は居宅支援サービス給付費ということで2,456万、またその次のページには高額介護サービス623万と、それぞれあるのですけれど

ども、居宅介護サービス給付と、居宅支援サービスの内容がどのように違うのかまずお尋ねします。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答えいたします。

居宅支援事業と居宅介護の違いということですが、居宅介護につきましては、認定の介護度の介護1、2の介護の部分です。支援とは、介護の中の要支援の1、2という支援の部分であります。

以上であります。

○21番 大野 栄議員 405ページの高額介護サービスは。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 405ページの高額介護サービス費の内容でございますけれども、これにつきましては一般に支払いする高額の上回った部分ということですか、そのサービス費の部分ということになります。

以上です。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 この実績報告の中で明記されているのですけれども、今介護保険の認定者が595人、サービスを受けている人が595人、認定者が671名、76人がサービスを受けてない未受給者だというふうに119ページに報告されていますけれども、次の121ページに保険料の減免だとか、所得者の利用者負担の問題だとか、いろいろ軽減措置がされていますけれども、その76名に対してそういうような指導はされているのかどうか。やはり料金だとか使用料だとかそれぞれが負担が大変だということがおおむねあるように思われるのですけれども、その辺の指導はどういうふうにされているのかということと、それから、あと保険料の減免だとか、それからいろいろここに該当者が何名、食事の負担だとか、減額だとか出ていますけれども、金額をぜひ来年度から出してもらいたいと思うのです。これだけ減額の金額が出ていますということで、介護保険の方から出たり、あるいは一般財源に繰り入れたりいろいろしていますので、これだけの減免措置の金額を出していただきたいというふうに思います。

それから、あと在宅の福祉用具の購入についてですけれども、現在在宅で福祉器具を買うときには、大体栗原医療ですか、が来て、どういうものがあるのかということで検討して、決定されます。それで、9割は介護保険から出て、1割が自己負担になると。今のシステムはそうだけれども、実際に納入されたときに10割のお金を払って、後から9割が還付されると。要するに銀行振り込みで還付されると。年寄りはお金がないわけです。ですから、上限20万までの在宅のそういう補助的なものについては、10割現金を払うのではなくて、健康保険と同じように窓口で3割負担とか1割負担があるように、その場で1割負担であとの9割というのは、事務処理的にしていきたいと。それで実際には10割をお金、例えば10万かかるものを払わなくてはならないと。その9万は後から口座振り込みですよと言っても、年寄りはその10万の用意もできない、大変だということも多いわけ

ですから、在宅の介護についてのそういう見直しをしてもらいたいと思います。

それから、あと新聞紙上で17年度の介護保険の決算が一斉に報告されました。17年度は初の減少ということで、それでも不正な介護報酬の返還請求額、17年度は45億円。16年度はすごく81億3,000万だったのですが、昨年は非常に減少になってきたと。その減少の一つの理由は、厚生労働省は、コンピュータによる不正チェックシステムが運用開始されたことで、早期発見や抑止につながったのではないかとやっているのですけれども、一方、指定取り消しを受けた事務所数が増加していると、悪質な業者がふえていると。その中の内容を見ても、訪問介護事業所ではサービス提供の架空水増し請求、居宅介護支援事業所では無資格者によるケアプラン作成、架空不適切なケアプラン作成が取り消しの理由として、これは新聞に報道されているのです。読売、朝日、全部一斉に報道されています。こういった中で介護保険においては17年度の不正、それが間違いが決算の中に出ていません。先ほど松島議員から質問が出ましたけれども、国民健康保険については1,400万円、老人保健については約2,000万円、合計3,500万円の不正とレセプトの違いが県から発覚された。これは嘱託で国民健康保険については2人、老人保健については2人、専門のレセプト検査の方がいるからこういうのができて、介護保険については現在それが行われていない。やはり全国的にそういう流れの中で無資格の人がケアプランをつくったり、今コンピュータですから、パソコンで打ったということになると、事務職でも打つことも可能なわけです。そういうのが新聞に報道されているわけです。

邑楽町にはないと思われかもしれませんが、余りにも全国的なことから比べると、邑楽町は介護保険の内容のチェック体制が甘いと。老人保健、国民健康保険についても、レセプト点検の嘱託がおりますので、ぜひこれも介護保険についても数多くそういう施設ができてきておりますから、そういう間違いがないような、不正がないような体制を整える必要があると思いますけれども、あわせて答弁をお願いします。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答えいたします。

住宅改修につきましては、介護保険制度では小規模な住宅改修、手すりの取り付け、段差の解消等があります。住宅改修を行った場合には、まず被保険者が事業者に一たん全額支払い、その後領収書を添付し、保険者に申請を行って、9割の保険給付の払い戻しを受ける償還払い方式による支給とされています。金額については1人当たり20万円を限度としています。利用者の負担軽減を考え、制度上委任払いの形がとれるか、今後県と協議しながら検討したいと思います。

もう一点の関係でございますけれども、介護保険では国保とかレセプトとそういう違いがありまして、介護の費用適正化緊急対策事業という名称であります。この事業内容は事業所別の給付明細とケアプランの検証、給付状況の縦覧点検から事業者間の整合性の確認、訪問介護と福祉用具の貸与、住宅改修の整合性の検証と要指導等であります。この経費は全額国庫補助を受け、人件費、給

付通知等の事務費であります。平成17年の県内の状況では、この事業に取り組んだ市町村は13市町村あり、そのうち給付通知のみの市町村は11町村で、1市のみが3カ月間のみ雇用を実施した状況であります。邑楽町のみが1年間雇用し、内容をチェックと利用者への給付通知を実施しました。この結果、返還金として14万6,630円の成果が得られました。チェック項目としまして、給付実績なし、ケアプランと給付実績に違いあり、及びケアプランの給付実績なし等であります。国保連合会も同様にチェックを行い、県においては指定事業者への実施指導、集団指導、書面指導を実施しています。その結果、指定取り消し処分としまして、県内の状況では17年度はありません。16年度は2事業者、15年度では3事業者ありました。

以上であります。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 居宅の用具については、課長の答弁のように10割、100%本人負担をするということではなくて、1割を個人負担をして、あとの9割は後で返ってくるシステムを見直して、検討してくれるということですので、ぜひそういう方向で利用しやすい、また負担がかからないような措置をお願いしたいと思います。

それから、あとレセプト点検についてですが、全国的に非常に多く新聞報道されているわけですから、邑楽町においてはそれはないということではない。邑楽町もあり得るという立場でレセプト点検は、今包括支援センターはそれだけでもう老人、要するに要支援の1、2、介護認定1からそういう形でうんとふえていますから、老人福祉として、また要支援の1、2のレセプトをどうするかということで目いっぱいでしょう、はっきり言って。だから、そういった介護保険を利用した者のレセプトまで手が回らないのが私は実態だと思うのです。ですから、そういった点では専門に国民健康保険あるいは老人保健と同様に介護保険もレセプト点検のそういうチェック体制を強めていくべきだと思います。ぜひそれはそういう立場で検討していただきたいと思います。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて討論を終結します。

これより認定第4号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第5 認定第5号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

○中川健治議長 日程第5、認定第5号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野議員。

○21番 大野 栄議員 下水道が施工されまして、その地区が喜んでいる部分もあるのですが、その管が調整区域を通過してきています。そこで新築したりどうしたりするときには、どうしてもその公共下水道を利用したいわけですが、そういう管が目の前に通っている場合には、調整区域内でもそれが利用できて、これが目的が市街化区域ということですが、市街化区域の都市計画税を払えばいいとかいろんな条件があると思いますけれども、そういうのは認められるのか認められないのか。実際には公共下水道がここに自分の前のところの道を通っていても、入れられないというような、生活していて不合理な部分もあるのですが、その辺の解決は何かいい方法があるのでしょうか。

○中川健治議長 石井水道課長。

○石井貞男水道課長 お答えいたします。

現在公共下水道事業につきましては、認可区域を150ヘクタールとして今整備を進めているところでございます。供用開始につきましては80ヘクタールで行っているわけですが、その工事をする中において確かに調整区域の部分で境界に幹線管渠が入っておりまして、認可区域に含まれてない部分については、現在接続がされない状況になっております。しかしながら、現在ではその部分について集水の管を伏せることはできませんけれども、おおむね下水道区域の中には含まれておる区域でございますので、将来的には接続をすることが可能であるというふうに思います。

以上でございます。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

松島議員。

○2番 松島茂喜議員 認定第5号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての賛成の討論を行います。

供用開始区域も80ヘクタールと拡大され、公共下水道に対する関係者のご理解のもと、排水設備接続も順調に進められております。平成17年度におきましては、新認可区域内の幹線管渠も順調に整備が進められ、下水道事業決算の歳出の総額は5億6,900万円を超える額となっております。しかしながら、一方では一般財源からの繰り入れといたしまして、2億円強のお金が繰り入れられている状況でございます。今後はそういった一般会計からの繰り入れに依存しない方策をぜひとも検討していただくことを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

○中川健治議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第5号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6 認定第6号 平成17年度邑楽町水道事業会計決算認定について

○中川健治議長 日程第6、認定第6号 平成17年度邑楽町水道事業会計決算認定について議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

松島議員。

○2番 松島茂喜議員 認定第6号 平成17年度邑楽町水道事業会計歳入歳出決算認定についての賛成の討論を行います。

水は、私たちの生活に欠かせないものであり、多くの町民が毎日利用しており、水道事業は、常に安全で安心して飲むことができる水の安定供給に努めることが大切であります。平成17年度水道事業の収益的収支においては、節水意識の定着により、有収水量は年々減少し、水道料金も前年比

1.2%減少しておりますが、県水の受水量見直しによる受水費用の減少と配水量減少による経費削減により、純利益を計上しております。資本的収支では、配水圧力改善や老朽管の改修及び石綿管改修など管網整備に積極的に取り組み、安定供給に努めたと認められます。今後とも施設の維持管理に万全を期するとともに、最少の経費で最大の効果が上がるよう一層の経営努力を要望し、本認定に賛成をいたします。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第6号 平成17年度邑楽町水道事業会計決算認定について採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

散会の宣告

○中川健治議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午後 1時55分 散会〕